

令和3年度 3月定例農業委員会総会議事録

日時 令和4年 3月 4日(月) 午前9時  
 場所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 22人 欠席者 2人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	古賀 和則	出席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	14番	本田 浩二	出席
3番	松下 茂	出席	15番	橋本 達男	出席
4番	田中 雄三	出席	16番	寺田 一義	出席
5番	橋本 昭憲	出席	17番	寺田 宏澄	出席
6番	大川 定道	出席	18番	森園 文男	出席
7番	江頭 政寛	欠席	19番	松永 淳	出席
8番	鷺崎 和志	出席	20番	本村 一	出席
9番	尊田 信明	出席	21番	副島 幸満	出席
10番	馬郡 文男	出席	22番	牛島 和昭	出席
11番	山内 しげ子	出席	23番	田中 節士	出席
12番	濱尾 種光	出席	24番	島田 忠誠	欠席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (4件)

報告第2号 農地法第5条制限除外について (1件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (3件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町許可分 (1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町許可分 (3件)

議案第4号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について  
 委員会決定分(17件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

## 事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より3月の農業委員会総会を開催します。開催前に今月の議案書と一緒に同封させて頂きました、活動日誌が年度末ですので集約が必要となっておりますので、整理して頂き提出されていない委員さんには提出下さるようお願いいたします。それでは総会に入らせていただきます。現在の出席委員は21名、欠席委員は2名、現在1名の委員さんには連絡を取っております。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんより欠席の連絡がっております。

会長よりお願いします。

## 会 長

皆さん、おはようございます。

麦も好天に恵まれて順調に育っているようですが、雨不足のため生育に相当の開きがでていようです。また、先月は遊休農地の意向調査大変ご苦労様でした。今月はその他の項目で議案がたくさんありますのでよろしくお願いします「

本日の議案・報告等につきましては

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について      |
| 報告第2号 | 農地法第5条制限除外について            |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について      |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について      |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について      |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について |
| その他   |                           |

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

## 議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき、〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

## 議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 4件 面積 9.951㎡

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号農地法第5条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号農地法第5条制限除外（許可不要届）について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議長

担当地区委員より補足説明をお願いします。

〇〇委員

2月24日に〇〇委員、私、事務局2名の計4名で現地確認を行いました。申請地は北側が中原公園、西側は明太子工場に隣接しております。また、南側が田んぼで、東側は樹林が繁り遊休農地となっていることから、ここを開発することでの影響はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第2号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

私と、〇〇委員、事務局で現地確認を行いました。

譲受人が元々耕作されてある所で、きちんと耕作されてあるので支障はないと思われま  
す。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号2農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

先程の案件と同日に現地確認を行いました。何ら問題はないと思われ  
ます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号3農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

〇〇委員、私、事務局の4名で現地確認に行きました。  
申請地は、筑後大関の北側、浄水場の東脇です。夫婦間の所有権移転ですので、特段問題はないと思われ  
ます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号3については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして議案第2号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

2月24日に現地確認を行いました。

宅地の中に畑があるということで、申請人としては宅地にしたい。また、20ページに物置とありますが、ここも登記的には畑ですが既に小屋が建っている状態であるため、あとからの申請ですが、ここも宅地にしたいという事で確認をさせて頂きました。汚水、雨水排水も全て宅地にあり問題はありません。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

2月24日に会長、事務局2名、私で現地確認を行いました。  
23ページの申請地の隣の住宅を買われて住まれてあり、申請地を作業場にしたいという事です。周りは全て山林、ソーラー等であるため問題はないと思われま  
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

2月24日に事務局2名と私の3名で現地確認を行いました。

事務局の説明にありましたように、現在宅地に住宅を新築されており、その南側に猫を保護するためのプレハブ小屋を建て、猫を飼いたいので地目を変更したいと言うものです。申請地の東側が田んぼになっており、その排水の側溝が宅地横の道路の東側と南側にあって、そこに流していますがギリギリまで畑になっている為、宅地に変更したいという事です。汚水についても西側の側溝に落とし南側の水路に流し込みますので問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

猫の物置は分かりますが、猫に鎖をつけたり檻に閉じ込めたりではないと思いますので、近辺の住宅とかに迷惑はかからないのでしょうか。

〇〇委員

プレハブを建てられる訳で、中に檻とかあるのではないですか。詳細については聞いておりません。犬ほどではないかと思えます。この土地は西分の〇〇商会さんのすぐ南にあたります。

事務局

猫の保護の有り方についての詳細は、事務局も確認しておりません。ただ、〇〇委員が言われますように猫ハウスを設置されるということで、鎖に繋ぐとか、また放し飼いの状態ではないと思えます。また、猫のプレハブ小屋以外にも猫の餌や砂の資材を置く小屋も設置されておりますので、周囲への影響は少ないのではと思っています。

〇〇委員

申請者は〇〇さんという女性の方ですが、一人でやられるのか、または数名でされるのでしょうか。また、近隣への騒音の問題等もありますので、建設される時点で再度確認を取り、問題がおきたときの処理の確約書を取られた上での許可が良いと思います。

〇〇委員

譲渡人と譲受人の名前がちがいますが、ご夫婦かと思われます。猫を扱われるのが奥さんで、駐車してある4トントラックがご主人の勤務先のだと思われます。今度一緒に住まわれるつもりだと思います。

事務局

猫の飼い方の問題になると別の動物保護法とかの規制が掛かってくると思いますので、あくまで農地の農地以外の利用としての審議をお願いします。

〇〇委員

猫が大量に出て回って困るとか、その可能性が高いなら仕方ないが、プレハブ小屋においてキッチンと飼うと言われてあるなら問題はないかと思います。

事務局

転用の議案自体とは離れますが、こういった話があったことは担当の行政機関に情報提供として伝え、指導等行って頂くようお願いしたいと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長

賛成多数ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

先月24日に会長、私、事務局2名で現地確認を行いました。

〇〇幼稚園の北側になります。先程事務局から説明がありましたように、2年前に申請があった運動場建設地の北側で、運動場はまだ完成しておりませんが、園舎の建て替えのためどうしても駐車場が必要ということでの申請です。東側にそばを作られてある畑がありますが、現況竹林みたいになっておりますので、更地となり綺麗になるのはかえって喜ばしいことかとも思われます。汚水についてもかなり北側を流れ低くなっているので完全に流れるかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

前回も住職の個人所有の土地となりましたが、今回も幼稚園の駐車場ですが、宗教法人、学校法人の土地とならず、個人所有の土地となるのですか。また2754地番の畑がなかに挟まれますが、ここまで所有するという話はなかったのでしょうか。間に農地が挟まれるのはあまりよくないかと思えます。前回も2792地番の農地が間にはさまれましたが迷惑がかからないようにされてあるのでしょうか。

事務局

一つ目の質問ですが、今回案件が挙げたさいの申請は幼稚園法人の申請ではなく個人の申請になっております。その後の財産の移動については事務局では確認ができておりませんが、まずは個人申請となっております。

事務局

二つ目のご質問の2792地番の農地は、地権者の方が自分が生きてる間は畑を作りたいが、亡くなってからは幼稚園に譲ってもかまわないし、周りに幼稚園の施設等建設されるのも構わないと言われてあることからの、状況になっております

〇〇委員

2754地番はどんな感じでしょうか。

〇〇委員

申請地は建物が建つわけではなく、東側に通路があり南側は運動場、高台であること

から周りからの影響はないと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	17件	所有権移転	0件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請番号7番の〇〇さんをお聞きしたいと思います。前回1月の定例総会で〇〇さんは、規模縮小ということで合意解約にて3.5ヘクタールほど減らされていますが、今回2件新規に申請されておられますがどのような意味でしょうか。

事務局

〇〇さんの規模縮小はあちら、こちらと遠方まで耕作されておられましたので、整理の意味での合意解約であり、今回の新規の契約は同貸手からの利用権で結ばれていなかった闇小作分を正式に書面での契約されてあるのではと思われます

議 長

他に質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。  
続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

1. 人.農地関連施策の見直しについて
2. 農業委員会による最適化活動の推進等について
3. 令和4年度 農業委員会定例総会日程（案）について

議 長

4月の総会は、4月 5日（火）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、4月 5日（火）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、3月22日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで3月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番